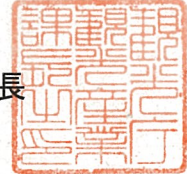




観産第150号
平成27年6月15日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長



「オンライン旅行取引の表示等に関するガイドライン」の策定について

標記について、旅行業者においてはインターネットを利用した旅行取引については、通達「インターネット取引を利用する旅行業務に関する取扱いについて（平成19年国総観事第289号）」に基づき、取り組まれていると承知しております。

しかしながら、オンライン旅行取引事業者（以下「OTA」という。）による旅行予約サイトに関して、取引の相手方が誰になるのか、連絡先が明示されていないなどの問題点が指摘され、観光庁では、本年1月、上記指摘に対応するため、「OTAガイドライン策定検討委員会」を設置し、OTA等のサイトの表示に関するガイドラインの策定に向け、検討を行って参りました。

今般、OTA等のサイトにおいて表示することが求められる事項について、別添のとおり「オンライン旅行取引の表示等に関するガイドライン」として定めたので、運営サイトの種別に応じ、同ガイドラインの内容も順次サイト表示に反映させていくなど、表示の適正化に向けた取組みを行っていただきますよう、貴都（道府県）におかれても、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の登録旅行業者に対し、周知方よろしく願いいたします。